

奈良地方裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成16年6月14日（月）13：30～16：00

2 場所

奈良地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）奥田哲也、国枝よしみ、阪本守、阪本道隆、相良博美、高橋裕子、谷隆、平田静太朗、松本ハル、横山房子、吉浦正明、若林諒

（説明者）井内民事首席書記官、黒坂刑事首席書記官、野中民事訟廷管理官、片山奈良簡裁庶務課長

（事務局）大橋事務局長、倉田事務局次長、藤井総務課長

4 議事（□：委員長、○：委員、●：事務局等）

(1) 委員長あいさつ

(2) 各委員の異動等紹介

(3) 委員長代理の指名

□ 東尾委員長代理が転任したため、新たに奥田委員を委員長代理に指名する。

(4) 前回の意見への対応

□ 前回の「裁判所は利用しやすいと思いますか」というテーマに対する意見を受けて、裁判所の方で委員会の方に報告することがあればされたい。

● 前回の委員会の議事概要を当庁のホームページに掲載するとともに、職員への啓蒙を図る趣旨から全職員に周知を図った。また、ホームページを、もっと見やすく利用しやすいたらどうかという意見に対しては、検討チームを結成し、よりよいホームページにするにはどのような工夫ができるか検討を始めているので、具体的な方策が決まれば、紹介させていただく。裁判所の広報活動についてもいろいろ意見をいただいたが、各種の手続案内リーフレット、パンフレットを、できるだけ国民の目に触れるところへ配布しようということで、とりあえず県内の市町村の役場に配布する動きをとった。これまでに、県内の10市、20町の全部に、パンフレット、リーフレットを置いてもらえるように動き回った。残る17の村役場も近く回る予定にしている。前回の意見、また今後の意見も参考にさせていただき、取り入れられるところはどんどん取り入れていきたいと思っているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

(5) 意見交換

□ 本日の意見交換のテーマ「少額訴訟の運用に関して」を選んだ理由を事務局から説明されたい。

● 裁判所の扱う事件には、大きくわけて民事事件と刑事事件があり、民事事件については、前回の委員会でもケース1として取り上げ、意見交換の参考にしていただ

いた。そのケース1は、100万円を人に貸して返してもらえないということでの訴えのケースであったが、そのように当事者間で紛争がある場合に、法廷で裁判官が双方の言い分を聞いたり、証拠を調べたりして、最終的には判決や和解等によって当該紛争の解決を図るというのが民事訴訟手続である。100万円を貸して返してもらえないとか、交通事故で1億円の損害賠償を求めるとかいうような訴訟の場合に、その100万円とか1億円とかを訴額というが、その大きさによって手数料等が決まってくる。例えば、訴額が100万円の場合の手数料は1万円、1億円であれば32万円というように手数料が決まっている。もう1つは、その訴額によって、地方裁判所と簡易裁判所のどちらに申立てをするかが決まってくる。現在は、訴額が140万円を超える場合は地方裁判所に、140万円以下の場合は簡易裁判所に、それぞれ訴えを提起していただくことになっている。今日のテーマに取り上げたのは、140万円以下の場合の簡易裁判所の中でのもう1つの制度である。要するに、争いの訴額が小さいということになると、一般市民の身近な紛争となるので、そういう身近な紛争ができるだけ簡易に速く処理していくための裁判所として簡易裁判所ができている。今回、テーマに上げさせていただいたのは、その中でも少額な金銭請求、具体的に言えば、60万円以下の訴額の場合の訴訟手続、これを少額訴訟手続といい、より簡易により速く処理できる制度である。この少額訴訟手続というのは、平成10年から新しくできた制度で、原則1回の審理で終わり、判決まで言い渡すことになる。後ほど、その制度の具体的な内容については紹介させていただくが、60万円以下という非常に身近な訴えの額について、時間がかからずに費用も安く解決できるという制度である。

司法制度改革が進み、裁判所に対するいろいろな要請がある中で、できるだけ時間がかからずに費用も安くできないのかという要望もあるので、今現在の制度としての少額訴訟手続をもっと利用しやすくできないのか、それを国民にもっと周知できないのかというような意見をいただければということで、今回のテーマにさせていただいた。

- 要は1回で裁判が終わる、少額訴訟とはそういう制度である。意見交換に入る前に、ビデオでその内容を簡単に見ていただきたい。

※少額訴訟事件手続案内ビデオ上映

※ラウンドテーブル法廷見学

※模擬和解実演

- ラウンドテーブル法廷の見学の際に、少額訴訟がその日のうちに終わらない場合はどうなるのかという質問があったが、仮にそのような場合には、ごく例外的に翌日や翌々日等で当事者の都合のよい日に続けるしかないであろう。ただし、基本的に少額訴訟の事件は、その日に終わる内容であることが多いし、主張し足りない場合や出したい証拠はあっても取寄せの必要があるので、その日には調べられない場合でも、一応判決はしてしまう。それに対して異議申立てがあれば、通常訴訟に移行するが、通常訴訟になると証拠に関する制限が外れるので、関係部署から取寄せ等の手続もとれることになる。そのような方法で行われるので、少額訴訟自体は原則その日に終わるという形になっている。実際、当管内の少額訴訟は、和解、判決

を含めて、ほぼ100%1回で終わっている。

- 少額訴訟は非常に有効な手続として最近できたものであるが、そういう手続のあることは知っていたか。
- 随分前に、この制度ができたときにテレビの情報番組で見たように思う。
- 消費者センターへ寄せられる相談が、以前と違いセンターだけでは解決できず、司法的判断が必要な案件が増えていることから、少額訴訟制度には非常に関心がある。相談の7、8割は、契約とか解約にかかる相談であるが、その中で少額訴訟でいけばいいと思うのは、敷金返還などである。これは、事業者対消費者という構図ではないことが多いので、司法的判断、裁判所での解決が一番スマートですっきりすると思う。また、パンフレットについては、特に敷金返還で非常に効果が出でおり、相談員としても、それを利用することでアドバイスがしやすくなった。
- 敷金、保証金は、典型的な少額訴訟の一類型であるが、今度、利用限度が60万円になったので、20万円の家賃で敷金3か月分のような場合でも、少額訴訟が使えることになる。
- ビデオの交通事故の例であるが、双方任意保険には加入していないようであり、警察を呼んで実況見分をやった気配もないとなると、当事者では、責任の範囲を決める事故の態様と損害額の特定は難しいと思う。弁護士がついている場合は、責任の範囲、額等について、出てきた資料が相当かどうかを疑ってかかるが、裁判所では、事故の態様や必要な修理代かどうかを調べるのか。例えば、ボンネットを全部かえたので27万円の修理代がかかったが、内側から打てば4万円で済み、それが普通の修理というような場合に、27万円が前提で判決や和解になると、逆に公平を害する感じがする。両当事者は素人であるから、書記官の方でもう少し後見的な調査があってもいいのではないか。
- 民事裁判の性質上、調査まですることはむしろ不相当だと思う。書記官は、準備活動として、事前に事情聴取をし、それぞれの主張から判断して、提出するもの、用意するものを示唆しているので、一定程度のものは、期日までにそろいうようになっているし、目撃者も連れてくるというようなことも、その当事者の言っていることの範囲からわかる限りでは準備できるわけである。少額訴訟は、少額だから簡単にやろう、手続も少しラフにやろう、そのかわりすぐ終わるというところにメリットを設けているわけで、これは制度そのものがそうなっている。
- 例えば司法委員について、交通事故に詳しい人を司法委員につけるという形の運用はしているのか。
- それは望ましいと思う。簡易裁判所の訴訟手続では、少額訴訟を含めた通常訴訟で司法委員が和解を担当することがある。ここで、裁判所から司法委員について説明されたい。
- 司法委員は、簡易裁判所の裁判手続に関与して、一般の市民の良識や豊富な社会経験、専門的知識を紛争の解決に生かそうという制度であり、昭和23年の民事訴訟法改正で設けられたものである。ビデオの例では、携帯をかけていた方がずっと責任が重いのではないかという意見があったが、それが一般の方の意見ではないかと思う。実はこのビデオも、4年前につくられたものであり、当時から道路交通法

が2段階変わっている。携帯電話をしていて事故を起こせば、一定の責任を認めるという改正があり、現在は、運転中に携帯電話をするだけで責任を認めるという改正になっているので、今の良識で最高裁判所があのビデオをつくれば、2対1の責任割合にはならないと思う。

それで、司法委員というのは、裁判官の和解勧告により、裁判所の意見を反映する場として和解を設けるほか、専門的な司法委員などは、当事者からの意見聴取、裁判官へのアドバイス、裁判官の許可を得ての法廷での質問等ができることになっている。

次に統計資料であるが、少額訴訟ができたのが平成10年からで、司法委員関与率は、大体少額訴訟全体の半分、50%台で推移している。なぜ、これが100%に近づかず50%かというと、相手が出てこないで欠席判決になる場合が含まれているからだと思う。また、通常訴訟においても、司法委員の関与する割合が、10年前の平成5年の20%が、平成14年で24.7%と司法委員の関与が増えてきている。

裁判所は、裁判官を始め、ある程度法律の専門家ではあるが、あるゆる分野のことにも精通しているわけではない。私の経験であるが、大家・店子間の雨漏りに関する争いで、一級建築士に司法委員になってもらったところ、「それは私もわからない。ただ、その点だったら、全国雨漏り研究所へ頼んでみれば一発でわかるはずだ」という、我々では想像もつかないようなアドバイスをいただいたので、司法委員の知識というのは、非常に裁判に役立つものだと思っている。

司法委員が関与する事件は、通常訴訟では、交通、賃金、立替金とあり、中でも交通損害賠償が多く、ほぼ50%を超える割合で司法委員が関与している。少額訴訟でも売買代金や賃金、立替金に比べて、交通損害賠償の事件が多いと思う。司法委員が関与すると、通常訴訟で78%，少額訴訟で62%の割合で和解が成立しているので、和解を進めるために、司法委員の専門的な知識というのは、裁判所に役に立っていると判断している。

- 現在司法委員をしているが、私自身は少額訴訟を担当した経験がないので、経験者から聞いてきた感想等を紹介したい。敷金、賃金、交通事故などの事案のほかに、いわゆる立退料等の建築のトラブルもあり、このごろでは相隣関係のトラブルによる慰謝料請求等があるとのことである。例えば、マンションで、大声でうるさい、上下の関係の騒音が激しいというもの、一戸建でも隣人が徹底的に悪口を言ったり、大声を出したりして、近所迷惑をかけるというものがある。また、マンションで洗濯物が自分の家にぶら下がってきたということで損害賠償という極端な例もある。どの程度の損害賠償かわからないが、こういう場合に司法委員は、「近所のことであり、金銭で解決すれば後にしこりを残す。互いに言うだけ言った。金銭なしで和解してはどうか」というように持っていく場合がある。交通事故については、少額の争いの場合、保険会社の方から当事者に対して、すぐ少額訴訟に出しなさいという例が大変増えているとのことである。また、「お互いに言いたいことだけ言ったらい」というのも少額訴訟で、片をつけて非常に円満にいっているのがある」という話もあった。給料や賃料の事件で、「原則として減額は認めないが、どちらの言うこと

もわかるので、ほどほどのところで和解したらどうか」と、和解の妙味とでもいうところでやっている司法委員もいた。少額訴訟に対する感想としては、「調停と違い、要点を突いて速く結果が出る。1日で終わるのが非常にいいのではないかと思う。証人、訴状等をきっちり用意しなくても、また弁護士に依頼しなくても、素人が訴訟を簡単に起こせるというのは、大変結構なことである」というもの。「立証できない事件、立証されても当事者に非常に酷なもの等は、和解で上手にお互いの言い分を聞いて適當な金額にまとめることが妙味ではないか」というもの。「少額訴訟は非常にやりがいのある司法委員の仕事である。和解の妙味を物すごく感じる。普通の民事訴訟であれば、賃金とかお金の関係が多いが、具体的な日常にある事案が多くて、委員としてもいろいろ勉強できて非常によいものである」というものがあった。

- 消費者センターでは、少額訴訟を紹介された相談者がすぐに訴訟を起こせる形になっているのか。
- 少額という名前がついていても訴訟であるから、どういうことかと聞かれるので、パンフレットを差し上げて、わかる部分は説明するが、それ以上のことは裁判所へ行くように紹介している。
- 少額訴訟という非常にいいものをつくっていただいたと思うが、素人の目から見た懸念点を2点申し上げたい。

1点目は、教えてもらえば、なるほど使える、これはすばらしい、ぜひアナウンスしたいとなるが、一般人はまだまだ知らないと思うので、各種のパンフレットを置く場所をもっと増やしたり、いろいろな方法で広報していただきたい。その際、一般人にはわかりにくいでであろう、少額訴訟に入った後の本式の訴訟にいくときはどうなるかをわかりやすくすればと思った。

もう1点は、少しピント外れかもしれないが、少額訴訟であっても訴訟であるから、いろいろな証拠を出したり、いろいろな文書をつくる必要があるので、おそらく一般人は弁護士に相談に行くと思う。ビデオでは、弁護士の付添いはなかったが、一般の者の立場としては、弁護士がついていてもらえばと思うところもあるのではないか。そういったことは、いきなりこの本訴訟という大変な形ではなくて、何か中間になるようなクッション的な形があればいいと漠然と思った。

- 中間的というのは、具体的にどのようなことか。
- ラウンドテーブル法廷での訴訟中に、相手方が言ったことに対して、直ぐに返事をすることに一般人は戸惑うと思う。既にそうなっているのかもしれないが、弁護士等のアドバイスを受けられる人が原告・被告双方に付いている制度になれば、自分が訴訟当事者になったときには、非常に心強いであろうし、この手続を使う側にとっては、使いやすいと思った。
- パンフレット、説明書等をいろいろなところに広くもっと置くようにすればいいという話であるが、どこか置くのに適当なところはあるか。市町村には備置きを依頼しているので、それ以外に、一般の人に目につくところで、こういうところへ置いた方がいいという具体的な場所等はあるか。
- 全く違うと思われるかもしれないが、比較的多くの方が行かれるところである保健所の窓口などはどうか。保健所、医師会、医療センターの入り口など、ふだん、

一見訴訟と関係のないようなところに置かれることもいいかと思う。

- 素人でも訴状というものを書きやすくするために、裁判所では定型の書式をつくりており、それに書き込んで、出せばいいようになっているが、これを見て、書きやすいかどうかとかいう点で意見を伺いたい。

(事務局から各委員に定型訴状・答弁書を配布の上、書き方等を説明した。)

- 定型訴状、答弁書は、簡単に書けるように工夫してつくっているが、何かわかりにくいところはあるか。

裁判所で市町村等に説明書類を置いてくる場合には、この定型訴状、答弁書の用紙は置いてくるのか。

- 定型訴状は置いていない。

- それは何か理由があるのか。

- こういう手続をその場で選択して、訴状まで取っていく方はあまりいないだろうということ以上に、特に理由はないと思う。パンフレットやリーフレットで一応手続の概要を見ていたいから、定型訴状については、裁判所に問い合わせていただくという形になっている。

- 国民、県民、市民の皆さんに知っていただくためにはそういうことをやっているようであるが、例えばこの定型訴状などを、各市町村なり、保健所なりに置いたらどうかという点はどうか。特に意見はないか。

広報活動の種類として、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等あるが、他に何か考えられる方法があるか。

- ビデオでの女性書記官の説明は、わかりやすかったか。

- 私はある程度経験しているのでわかるが、一般人があのようにさっと言われたらどうか。ケースバイケースだと思うが、相手を見て、もう少し丁寧に説明するとかした方がいい。

- 私も説明はよくわかった。実態として、60万円くらいまでのごく小さな交通事故であれば、少額訴訟にかかるはず、ごく簡単に済んでいるのだろうと、自分自身の経験から思った。

- 少額事件訴訟について、まだまだ一般の方々が知らないというのはそのとおりだと思う。我々は自治体等いろいろなところで法律相談を受けた際に、その請求額とか内容に照らすと、これは少額事件訴訟が一番いいだろうということで、こういう制度があるという説明をし、わからないことは裁判所へ行けば受付で教えてくれると言っても、多くの方が二の足を踏まれて行こうとしない。「何とか弁護士さんやってくれませんか」と言われるが、請求額が7万円や10万円では、引き受けられない。それでもやってくれと言われて、代わりに文書作成をしたというのは何件がある。実際に訴状を書いて書証をつくって、これを出しなさいと、1万円ぐらいで受けたのが何件があるが、それでも1万円だとペイしない。多くの方がやっぱり自分でやるということに対してもすごく不安がある。

例えば、先ほどの定型訴状に「紛争の要点」とあるが、裁判等に携わっている者は、何か出来事をあらわそうとするときに、いつ、どこで、だれが、だれに対して何をしたという物の考え方をするが、多くの人はそういう物の考え方をしない。本

人に事故の模様を書かせると、意味がわからない文章になっているというのが結構あるので、こういう事故なのか、ああいう事故なのかというように何回か聞いて、ようやく事故の態様がわかるという状況なので、モデルを出されても書けない人が少なからずいると思う。そうすると、単に広報だけではなくて、書き方についても、もっと具体的な書き方を指導する、あるいは窓口で懇切丁寧な書き方を指導する等のフォローがないと、もっと大量の利用というのは見込めないという気がしている。

- 受付相談なり窓口で、定型訴状を示せば、訴えを起こしたい人は、すぐに書けるものなのか、それとも書けないところがあるって、その場でいろいろ説明するものなのか。
- 人にもよるが、わからない人は何回も聞いてこられるので、その都度職員が説明するということになる。
- 裁判所に来てさえもらえば、ある程度説明をさせていただき、文書をまとめられるように協力はさせていただけると思う。その後は、期日での審理で、専門家である裁判官、書記官、場合によっては司法委員が質問をする形で、事件の内容、事実関係を、原告・被告も含めて裁判所にも認識できるように浮かび上がらせることがある程度でき、そこで話のやりとりの中で、原告・被告ともそれなりの認識を持ってもらえるのではないかと思う。それで、事件に対する見方も少し是正され、ここは自分が悪かったかなと思い当たっていくのではないかと思う。
- 奈良地裁では、平成11年から平成15年で少額訴訟が約3倍にふえているが、広報活動がさらに盛んになっていくと、ウナギ登りにふえていくのではないかという感覚を受ける。そこで、次の3点についてお聞きしたい。1点目は、少額訴訟の法廷はラウンドテーブル法廷のみを使われるのか。2点目は、仮にラウンドテーブル法廷を使った場合に、奈良地裁としては今後この少額訴訟の法廷の数をさらに、需要に従って設置していかなければならないのではないかという点。3点目は、素朴な疑問であるが、1日当たりの処理事件数の基準を何件くらいと考えているのかという点である。なぜこれを聞くかというと、例えば、事件が多いからということで、2時間あたりを一つの基準として、午前中1件、午後2件と事件を入れたときに、証人尋問等が延び前の裁判が長引いた結果、後の事件は途中で中断となったり、審理できないから、次に来てくれとなったりすると、1回で終わるからということで利用できると思った制度が、かえって利用できなくなるのではないか。そのあたりについて、もしわかれれば、あるいは計画があるのであればお聞かせ願いたい。
- 1点目の使用する法廷については、現在は1つのラウンドテーブル法廷のみでやっている。3点目の事件の入り方であるが、奈良簡裁では木曜、金曜週2回、民事の法廷があり、そのうち午後を少額訴訟事件に充てている。1件当たりにかかる時間がほぼ1時間半なので、午後1時半から3時までを1件、あと3時以降に1件という入れ方をしている。確かに、事件によっては若干時間が延びることもあるが、延びても30分程度で、それによって、他の事件に影響を及ぼす、全くその事件の審理ができなくなる、1回で終わるところを何回も来てもらわないといけない等の状況は、現在のところ全くない。あと2点目の法廷が足りなくなるのではないかという点については、状況に応じて検討していくことになると思う。

- 少額訴訟に使用するラウンドテーブル法廷は、話し合いをする感じの部屋であるが、これが適當かどうか、率直な感想をお聞きしたい。法廷としては少し簡単過ぎるのではないかとか、何かないか。その他の少額訴訟手続、そのやり方、内容等何でも結構である。
- 通常訴訟で出てきた書面上、少額訴訟が利用できる額に当たる場合、少額訴訟でもできるということを教えて、示唆したりはしているのか。また、訴状等の記入の仕方について説明するものを、ファクス等で送ってほしいという場合、そこまでしているのか。
- 通常訴訟でと言ってきても少額の要件があるという場合は、少額でもできますよということは裁判所から示唆している。こういうやり方もあるが、どちらを選ばれますかと聞いて、申立人の判断でどちらか希望する手續を選んでいただくというやり方をしている。また、ファクスで送っているかという点については、誤送信の関係があることから、基本的にはファクスでは送っていない。
- 手続案内のビデオについては、約20分であるが、時間的に長過ぎるとか、短過ぎるとか、もう少し詳しく説明した内容の方がいいとかにつき何か意見はないか。実演した模擬和解では、3万円ずつ6回で支払う、ただし、途中で支払が滞り、その金額が合計で6万円になると期限の利益を失い、残額を一度に支払うという和解条項の内容は理解していただけたか。
- 模擬を見て、原告がかなりの労力を使って申立てをしているのに、結果的に被告の意見がかなり斟酌された印象があった。被告が分割払を希望するのであれば、給与やローンの明細をきっちり出してもらうとかしないと、被告の言うことをうのみにしてしまい、結局払えなかったということが起こりはしないかと感じた。
- それはあり得ると思う。その辺は、それぞれの人間の実存的判断、決断である。相手の話だけなので、和解案をのむのまないは原告の自由であり、和解案をけって判決をもらってもいいが、本当にローンでいっぱいお金がなければ、実際は多分払ってもらえないと思う。
- 和解の場合にこういうケースもあるとか、そういう場合はこうなるというような事例か何かを、申立てのときに、書記官から聞かせてもらえば、申し立てる方としては、事前にこれだけのリスクがあるということがわかり大変参考になると思うが、そういうことは可能か。
- それは確かにそうかもしれない。交通事故の物損の事件であれば、こういう形で判決が出て、もしあなたが言うとおりなら、勝訴となるが、その場合でもお金を払ってもらえるのは、請求してもらわないといけないし、相手がローンがいっぱいあれば、お金は結局払ってもらえないとかいうような参考になる説明例をという要望もあった。今の質問の点について、何かコメントすることはあるか。
- 少額訴訟の統計表に出ている決定、命令というのは、どういうものか。
- 決定は移送決定、命令は訴状却下命令がほとんどであると思う。
- 意見も大体いただいたようであるが、少額訴訟について他に要望とかはあるか。その他のことでも結構であるが。
- 次回のテーマについて提案したい。現在、奈良地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁

判所の裁判所庁舎の建てかえが進められており、いよいよこれから土地の掘削が始まる感じがしているが、聞くところによると、建物の外観、各階の平面図、大体の部屋割りは図面ができているということであるが、それ以上の細かい部分、さらにはソフト面についてはまだこれからと聞いている。そこで、利用者の立場に立った、利用者に利用しやすい裁判所庁舎をつくっていく上でも、この地裁委員会でぜひとも、ここはこうしたらしいのではないか等の意見を出し合う場を設けてはどうか。弁護士会でも既にいろいろ調査をして、比較的最近建ったところでは京都地裁の調査、見学もし、なるほどこういう設備にすればいいとか、こういうシステムにすればいいとか、いろいろ裁判所にも意見を出させていただいた。この地裁委員会でも前回簡裁の相談窓口のことが話題になったり、今日も簡裁のラウンド法廷のスペース、部屋数等も問題になった。今後、新庁舎の細かい部分やソフト面が検討されるということであれば、ぜひともこれを議題にしてもらい、必要があれば近くの裁判所の見学等も含めて、特に1号委員から建設についてのいろいろな意見、要望を出してもらえばいいのではないかということで、ぜひともこれを次回のテーマに取り上げていただくよう要望する。

- テーマの話が出たが、今の意見についてでもいいし、他にこういうテーマにしてはどうかとの意見はあるか。

(特に意見なし)

- では、一応そういう希望があったということで、また意見があればお寄せいただいて、テーマを選定させていただきたいと思う。
それでは、どうも本日は長らくありがとうございました。